

啓発宣伝事業等委託費について、過大に交付されていた交付額を返還させるとともに、交付要綱等において、啓発宣伝事業以外の事業に係る経費と区分して啓発宣伝事業を実施するために要した経費のみを対象経費として計上することなどについて定めて、審査を適切に実施できるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計（組織）外務本省
	（項）広報文化交流及報道対策費
部 局 等	外務本省
交 付 の 根 拠	予算補助
補 助 事 業 者	公益財団法人フォーリン・プレスセンター
啓発宣伝事業の概要	外国報道関係者に対する日本関連情報提供、我が国での取材協力等を委託により実施するもの
上記の事業について検査の対象とした啓発宣伝事業等委託費の交付額	2億7838万余円（令和5、6両年度）
過大に交付されていた啓発宣伝事業等委託費の額	1664万円

1 啓発宣伝事業の概要等

(1) 啓発宣伝事業等の概要

外務省は、啓発宣伝事業等委託費交付要綱（以下「交付要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等に基づき、毎年

度、公益財団法人フォーリン・プレスセンター（以下「F P C J」という。）が実施する外国報道関係者に対する日本関連情報提供、我が国での取材協力等の事業（以下「啓発宣伝事業」という。）に対して、同法の適用を受ける補助金等として啓発宣伝事業等委託費（以下「啓発宣伝費」という。）を交付している。また、F P C Jは、同事業のほか、別途同省との請負契約に基づく現場視察や地元関係者に対する取材等の機会を提供するプレスツアー事業、及び地方公共団体等からの受託事業を実施するなどしている。

（2）啓発宣伝費に係る実績報告書等の審査

交付要綱によれば、啓発宣伝費は、啓発宣伝事業を実施するために必要な経費のうち、外務省が認める経費（以下「対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付することとされており、F P C Jは、他の経理と区分してその使途を明らかにしておかなければならないこととされている。また、啓発宣伝費として計上できる経費は、事業費及び管理費とされており、事業費には取材協力費等を、管理費には賃借料、庁費等の管理事務費等をそれぞれ計上できることとされている。

F P C Jは、啓発宣伝費の交付を受けようとするときは交付申請書及び事業計画書を、啓発宣伝事業が完了したときは実績報告書及び収支報告書を、それぞれ外務省に提出することとされている。また、外務省は、これらの書類の提出を受けたときは、それぞれ審査を行った上で、啓発宣伝費の交付決定及び額の確定を行うこととなっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、実績報告書等の審査に当たり経費の内容の確認は適切に行われているか、対象経費については、他の事業に係る経費と区分して啓発宣伝事業を実施するために要した経費が計上されているかなどに着眼して、令和5、6両年度にF P C Jに交付した啓発宣伝費計2億7838万余円を対象として、外務本省及びF P C Jにおいて、啓発宣伝事業に係る実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、外務省は、実績報告書等の審査に当たり、啓発宣伝事業に係る経費の内容及びその算出根拠を確認する必要があるにもかかわらず、証拠書類等を確認することなく額の確定等を行っていた。

そこで、啓発宣伝費の対象経費の計上内容等について確認したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 啓発宣伝事業に従事していない日に係る人件費等を事業費として計上していたた

め、啓発宣伝費が過大に交付されていた事態

F P C Jは、啓発宣伝事業の実績報告書等において、事業費のうち人件費等として5、6両年度で計1億4146万余円を計上しており、外務省は、これに基づき同額を交付していた。

一方、F P C Jは、啓発宣伝事業の実施に当たり、職員の業務の従事状況について業務日誌等の資料を整備していなかった。外務省は、従事状況を確認しないまま、F

P C J から申請された事業費全額について交付していた。

そこで、F P C J の職員の業務の従事状況について出勤簿等により確認したところ、職員が休暇を取得し又は他の事業に従事していて啓発宣伝事業に従事していない日が、5、6両年度で延べ836人日見受けられ、計上されていなかった人件費等を考慮するなどしても、5、6両年度において、啓発宣伝費計280万余円が過大に交付されていた。

- (2) 啓発宣伝事業以外の事業に係る管理事務費等を管理費として計上していたため、啓発宣伝費が過大に交付されていた事態

F P C J は、啓発宣伝事業の実績報告書等において、管理費として5、6両年度で計9932万余円を計上しており、外務省は、これに基づき同額を交付していた。

一方、F P C J は、前記のとおり啓発宣伝事業以外の事業も実施しているにもかかわらず、管理費について他の事業に係る経費を区分することなく計上していた。外務省は、啓発宣伝事業を実施するために要した経費として妥当であるかの確認を行わずに、F P C J から申請された管理費の額をそのまま交付していた。

そこで、啓発宣伝事業と他の事業とで区分することなく計上されていた管理費を、啓発宣伝事業を実施するために要した経費と他の事業に要した経費に応じて案分することとすると、計上されていなかった管理費を考慮するなどしても、5、6両年度において、啓発宣伝費計1383万余円が過大に交付されていた。

このように、F P C J が啓発宣伝費の対象経費に啓発宣伝事業を実施するために要した経費以外の経費を計上していたのに、外務省において、実績報告書等の審査に当た

り、F P C J が計上した経費の内容及びその算出根拠を確認しないまま額の確定等を行っていて、啓発宣伝費が5、6両年度で計1664万余円が過大に交付されていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、F P C J において、啓発宣伝事業に要した経費以外は対象経費とならないことについての認識が欠けていたことにもよるが、外務省において、次のことなどによると認められた。

ア 啓発宣伝事業の対象経費が適切に計上されているかを確認するなどの実績報告書等の審査が適切に行われていなかったこと

イ 他の事業に係る経費と区分することが困難な管理費について、合理的な基準により案分するなどして啓発宣伝事業を実施するために要した経費のみを対象経費として計上できるような交付要綱等の様式としていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、外務省は、次のような処置を講じた。

ア 8年9月に、5、6両年度に過大に交付されていた啓発宣伝費計1664万余円についてF P C J から返還させた。また、関係書類が保存されていた3、4両年度にF P C J に交付した啓発宣伝費についても外務省において確認を行い、同様の事態が判明したことから、過大に交付されていた啓発宣伝費計1081万余円について返還させた。

イ 8年8月に、交付要綱及び新たに作成した啓発宣伝費に係るマニュアルに、F P C J において業務日誌を適切に作成すること及び啓発宣伝事業以外の事業に係る経費と区

分して啓発宣伝事業を実施するために要した経費のみを対象経費として計上すること
などについて定めて、対象経費が適切に計上されているかを確認するための審査を適
切に実施できるようにするとともにF P C Jに対してこれらを通知するなどした。